

第十六章 近代産業の開發と農村の近代化

第一節 蠟石山の開發と品川白煉瓦株式会社

庄境村入会山蠟石山の開發

三方・清滝地区のうち、庄境村の字夫婦岩、字ザトウ谷、野村の字大へらイ、字若林、十戸村の字柳谷、頃垣村の字御中門、などの一帯の区域は、村々入会共有山林が大部分を占めているが、鉞産資源として蠟石を産出した。蠟石とは、葉蠟石（バイロフイライト）或いはカオリンを主成分とし、シアスポルなどをまじえた蠟状の鉞物集合体の総称であるが、色は淡緑、淡黄、灰白等を呈し、滑らかで、緻密で、もろい性質の火山岩の変質したもので、印材、耐火煉瓦、陶磁器等の原料として重要な用途を有している。この地区の蠟石は、カオリナイト鉞物より成り、一部シアスポルを含み、陶磁器の原料、耐火煉瓦の原料として適していた。耐火度は平均SK 33〜SK 34であるが、SK 35〜SK 36 以上のものも少くない。

この蠟石山に最初に着目したのは、旧村岡藩の医師丘田質の子、丘田松亭で、明治九年に頃垣村へ移って

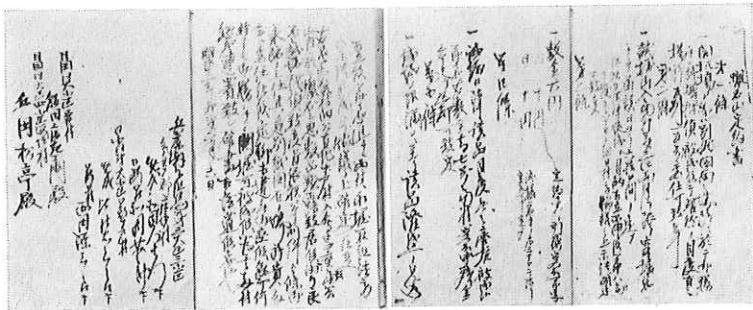


写真137 蠟石山定約書（庄境区有文書）

来て、翌明治十年から頃垣村字御中門所在の頃垣・十戸・庄境三カ村入会山に蠟石山試掘の鉞坑を開発する権利を得、更に明治十一年には庄境村字ザトウ谷所在の十戸・庄境二カ村入会山の蠟石試掘の権利を得ている。このちこの地域の蠟石山が鉞山開発の対象として登場するようになったが、好結果が得られぬまま計画は立消えになってしまった。

この蠟石山の開発事業が再び本格的に取り上げられるのは、大正期に入ってからのことである。

庄境村の藤原治三郎は、早くからこの開発に関心を有していたが、大正元年（一九一二）に出石町の出石焼の窯元に原石を持ち込み、出石焼の原料に適するかどうか何度も試験を試みた。更に神戸へ出て、丸山、津田の両陶器商にも試験を依頼した。その結果、陶土原料よりも耐火煉瓦の方に適するのではないかと考えられ、サンプルは大阪市南区木津三島町にある品川白煉瓦株式会社大阪支店に持込まれた。支店長豊嶋駒吉は、試験の結果、これはSK34の蠟石で最適の耐火煉瓦原料であると認め、直ちに現地視察に出張した。その結果、蠟石鉞山として質量共に有望であり、国鉄江原駅にも近く交通の便も悪くなく、経営採算が成立すると判断を固めた。これを契機にして俄かに地元においても蠟石山の利権価値が見直される一

方、鉾山業者間においても試掘権獲得の競争が起った。次に採掘願出人のリストをかかけておこう。

大正二年（一九一三） 山野井喜代蔵（神戸市）

大正三年（一九一四）以降 宮崎周蔵（神戸市）

大正五年（一九一六） 品川白煉瓦株式会社大阪支店（大阪）

大正五年（一九一六） 大勝兵作（品川白煉瓦役員）

大正五年（一九一六） 浅田貞次郎（生野町）

大正五年（一九一六） 合名会社鈴木商店（神戸市）

はじめに進出を手掛けたのは神戸の山野井喜代蔵で、大正二年に野村の代表者との間に明礬、礬土鉾の探查採掘につき期間九カ年、手付金二三円を払って仮契約を締結した。大正三年以降、山野井の代理人宮崎周蔵が、大阪鉾務署に対し次の試掘権の設定登録をした。

①登録番号、兵庫県試掘権登録第六一六号

兵庫県城崎郡八代村三方村清滝村地内

一七万〇五〇一坪

鉾区図綴込帳第七冊第一六丁

登録年月日、大正三年一〇月二八日

②登録番号、兵庫県第六五〇号

兵庫県城崎郡清滝村三方村八代村地内

一九万一三八七坪

鉢区図綴込帳第七冊第五〇丁

登録年月日、大正四年七月三日

このようにして神戸の宮崎周蔵が着々と先手を打ったところへ、品川白煉瓦株式会社が猛然と割込みを開始するのである。

表50 蠟石山権利設定者一覽

村名	大字	字	地番	面積	権利設定者		
					大正二年	大正三、四年	大正五年
三方	野	若林	八一―一	一〇・九・六・〇二 町反畝歩	山野井	品川白煉瓦	鈴木商店
三方	野	若林	八一―二	二・四	山野井	品川白煉瓦	鈴木商店
三方	野	大ヘライ	八二	五・三・二・二〇	山野井	品川白煉瓦	鈴木商店
庄境	庄境	夫婦岩	七七	二・九・七・二二	宮崎	品川白煉瓦	
庄境	庄境	ザトウ谷	八六	五・七・二〇	宮崎	品川白煉瓦	
清滝	十戸	御中門岡田	一七一―	四・五・八	山野井	品川白煉瓦	鈴木商店
		柳谷	七七	三・六・四・二五	宮崎	品川白煉瓦	

蠟石山利権をめぐる争奪抗争

蠟石山利権獲得の競争は大正五年（一九一六）に至って最高潮に達したが、その抗争、混乱に拍車をかけたのが、地元の村相互間、あるいは村内

部における意思の不統一であった。ここに当時の城崎郡長に宛てた野村の一村民の投書があるが、その内容は真相を伝えていると思われるので紹介しよう。

「(前略) 当村共有山ニ付テハ大正二年十一月、宮崎氏(神戸市宮崎周蔵)へ明礬、礬土鉍ヲ仮契約シ、尚ホ当年(大正五年)ハ品川白煉瓦会社へ蠟石礬土ヲ契約シ、尚亦今回ハ神戸市ノ鈴木商店へ大運動ヲナシ共有山ノ大部分ヲ売却ノ件ニ付テハ、区長、立会員其ノ他ノ有力者運動員トナリ、昨晩ノ如キモ村内運動員ヨリ某方ニテ秘密ニ小前ノ連中ヲ沢山招キ、酒肴ヲ買ヒテ過半数以上ノ人氣ヲ取り、又ハ山代金分配ノ方法等ヲ設ケ、(中略)又ハ日高村ノ有力者ヲ以テ村長モ同意セシメタル等、誠ニ残念ノ至リニ存ジ候。野村共有山ニハ瀬戸物原料モ沢山出ル箇所アリ、又ハ鉍物モ有望ナル箇所アリ。故ニ今回ハ先ヅ前契約者ノ解約ヲナシ、第一ニ蠟石ヲ大高価ニ売り、次ニ他ノ物件ヲ売却スルノ方法ヲ設ケラレタク、当村ノ如キ、田モ山モ、谷岡(弥三治)、井上(八郎右衛門)ノ所有トナリタル上、僅ノ共有山迄売ル等ノ事ハ実ニ不服ニ有之、又、二十ヶ年ノ後買戻シノ約ヲナスモ、悪方法ヲ設ケ買戻シ出来ザルヤモ計リ難ク候間、至急事実御取調べノ上売却方御許シ下サレ度、村民ノ大部分ハ人情ニテハ同意スルモ心ハ大不服ニ有之候間、宜敷奉願上候也」

この投書からも明らかに知られるように、地元側が分裂状態となり、採掘を願出た企業家や会社との間でバラバラに仮契約を乱発して収拾のつかない混乱状態が起つて来た。そして最後の、宮崎周蔵と、品川白煉瓦と、鈴木商店の、三つ巴の形勢となる。

このように採掘権の争いは、投書に端を発し、三方村長谷岡弥三治、清瀧村長前田孫左衛門、更に城崎郡役所をまきこみ、紛糾したが、裁判所に訴訟に持込まれた一幕もある。事件名と当事者名のみかかておこ

う。

①豊岡区裁判所、大正五年(イ)第三四一号、土石採掘権禁止事件、原告宮崎周蔵、被告品川白煉瓦株式会社大阪支店

②神戸地方裁判所豊岡支部、大正七年(ホ)第一九一号、損害賠償事件、原告原田弥太郎外二名、被告品川白煉瓦株式会社大阪支店

右の訴訟事件で知られることは、宮崎周蔵は大正三年以来本件鉱区に逐次試掘権の設定をいち早くすませた山野井喜代蔵の代理人の神戸市の鉱山師であり、原田弥太郎らは、野村の住民であつて、大正二年十一月二十七日付で神戸の山野井喜代蔵との間に大ヘライ、若林、向山、御中門岡田の四カ所の明礬、礬土鉱試掘の仮契約を締結した当事者である。いずれもあとから進出して来た品川白煉瓦に先を越された形勢となつたため、これに対抗するため提訴した形になつてゐる。

結局、蠟石山採掘の権利に關しては、業者間、地元間の激烈な競争の末、品川白煉瓦株式会社が勝利を収め、またそのあとから進出しようとした神戸の鈴木商店は、米騒動以後あえなく倒産して姿を消した。その間において、二重、三重と、幾通りもの仮契約書が乱発されている。ここでは、次に品川白煉瓦株式会社が、大正五年六月二十九日に十戸村と庄境村の代表者との間に締結した仮契約書の全文をのせておく。この契約が品川白煉瓦の蠟石山採掘の足場を確立した基本契約である。この時に品川白煉瓦側を代表して折衝の任に當つた人物は、社員大勝兵作と、国谷卯之助であつた。この年の二月二十一日付の仮契約書が最も早いものであるが、これには品川白煉瓦大阪支店長の豊嶋駒吉が調印しており、この時は蠟石礬土売渡し代金八〇〇

〇円である。四カ月後にはこれが一万円につり上ったわけである。採掘期間は、大正五年（一九一六）七月一日から大正三十五年（一九四六）六月三十日までの満三〇年間と定められている。

尚、この直後、品川白煉瓦に対抗して鈴木商店が大正五年七月十日に締結した仮契約は、野村の代表者を相手としており、採掘期間は三〇年間、契約金は五千円で、蠟石、礬土の売却、採掘権の承諾、などを内容とするものであった。

品川白煉瓦株式会社の仮契約書

「 為取替仮契約書

兵庫県城崎郡三方村ノ内庄境村、同郡清滝村ノ内十戸村、左記共有山林内ニ於テ蠟石、礬土採掘ニ付、庄境村住民代表者和田隆、佐藤文蔵、和田弥太郎、和田栄吉、橋本為蔵、十戸村住民代表者田村瀧三郎、北村益蔵、田中六蔵、北村利一、吉田太郎吉ヲ甲トシ、事業者品川白煉瓦株式会社ヲ乙トシ、当事者間ニ於テ左ノ事項ヲ契約スルモノトス。

城崎郡三方村ノ内庄境村字夫婦岩七十七番

一、山林、反別二町九反七畝十二歩

同郡同村ノ内同村字ザトウ谷八十六番

一、山林、反別五反七畝二十歩

同郡清滝村ノ内十戸村字柳谷七十七番

一、山林、反別三町六反四畝二十五歩

第一条 甲ハ前記地域内ニ存在スル蠟石、礬土ヲ大正五年七月一日ヨリ大正三十五年六月三十日ニ至ル滿三十ヶ年間乙ノ自由ニ採掘取得スルコトヲ承諾シ、且ツ此地域内ニ於テ必要ナル建築物及道路ノ新設又ハ修繕ヲ為ス事ヲ承諾ス

第二条 乙ハ前条ノ蠟石、礬土代価、地表発掘其他地上使用貸借料、及草木類損害予定賠償金ヲ総合シテ、金一万円ヲ左ノ期間内ニ甲ニ支払フベキモノトス。

一、金一千五百円 大正五年六月末日迄ニ三方村へ第一回払込

一、金一千五百円 同、清滝村へ第一回払込

一、金一千五百円 大正五年十二月末日迄ニ三方村へ第二回払込

一、金一千五百円 同、清滝村へ第二回払込

一、金七百元 大正六年十二月末日迄ニ三方村へ第三回払込

一、金七百元 同、清滝村へ第三回払込

一、金六百五十円 大正七年十二月末日迄ニ三方村へ第四回払込

一、金六百五十円 同、清滝村へ第四回払込

一、金六百五十円 大正八年十二月末日迄ニ三方村へ第五回払込

一、金六百五十円 同、清滝村へ第五回払込

第三条 乙ガ第二条ノ義務ヲ履行セザル時ハ乙ガ此ノ契約ニヨリ得タル一切ノ権利ヲ喪失ス。

第四条 乙ハ甲ニ対シ第二条所定ノ第一回払込ヲ了シタル上ハ、適法ニ事業ニ着手スル事ヲ得。

第五条 甲ハ森林法其他ノ法令ノ結果、其筋ノ許可申請ヲ要スルニ当リ、不許可ノ節ハ其許可ヲ得ルニ至ル迄、乙ハ本契約ニ基ク事業ヲ休止スルモノトス。

第六条 乙ハ事業未着手、又ハ事業休止廢止ノ場合ト雖モ、第二条ニ定ノ金額ヲ甲ニ支払フベキ義務ヲ免ルル事ヲ得ズ。

第七条 乙ハ大字庄境村及十戸村住民ノ本契約地域内ニ於テ必要ノ草木、山石、及土ヲ自由ニ採取スルコトヲ得ルモノナル事ヲ承諾ス。

第八条 乙ハ事業着手ト共ニ、土石流出ヲ予防スベキ完全ナル予防設備ヲナシ、且ツ事業休止廢止其他必要ナル場合ニ於テ、跡地ノ始末ニ付完全ナル砂防工事ヲナスベキ義務ヲ負担スルモノトス。

第九条 乙ハ第八条ノ設備不完全ノ為メ耕地ニ損害ヲ及ボス時ハ、耕地主ニ対シ損害賠償ノ責ニ任ズルモノトス。

第十条 乙ハ甲ノ承諾ヲ得テ、本契約ノ権利及義務ヲ第三者ニ讓渡スルコトヲ得。

第十一条 乙ニ於テ本契約ニ基ク權利ヲ第三者ニ移転シタル時ハ、乙ハ第三者ヲシテ甲ニ対シテ本契約ニヨリ乙ガ甲ニ対シ負担スル一切ノ義務ヲ承済セシムルコトヲ要ス。

第十二条 乙ハ如何ナル場合ト雖モ、其既ニ甲ニ支払ヒタル金円ノ返還ヲ求ムルコトヲ得ズ。

第十三条 本契約期間ト雖モ、乙ニ於テ所要ノ蠟石、礬土ナキニ至リタル時ハ、乙ハ直ニ甲ニ対シ、該山林悉皆ヲ返還シ、第八条所定ノ義務ヲ履行スベキモノトス。

第十四条 本契約ニヨル代金及賠償金其他乙ニ於テ本契約ニ違背ノ為メ甲ノ被ムル損害ハ、總テ乙ニ於テ之

ガ弁済ノ責ニ任ズルモノトス。

第十五条 乙ハ前記地域ノ他人ノ鉱区ニ属スルモノナルコトヲ承諾ス。

第十六条 本事業ノ為メ採掘運搬等ニ従事スル労役者ハ、幾ラデモ十戸、庄境人民ヲ公平ニ使用スルコトヲ

承諾ス。

右約諾ス。依ッテ仮契約書數通ヲ作製シ、甲乙各署名捺印ノ上、各一通ヲ保有ス。

大正五年六月二十九日

城崎郡三方村ノ内庄境村

村民代表者（五名連署）

城崎郡清滝村ノ内十戸村

村民代表者（五名連署）

品川白煉瓦株式会社

大阪支店長 豊嶋駒吉

城崎郡三方村ノ内殿村 立会人 多田理左衛門

同郡同村ノ内 栗山村 立会人 成田富蔵

同郡清滝村ノ内石井村 立会人 太田馬蔵

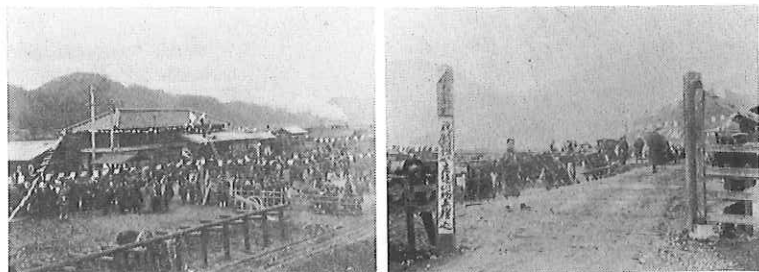


写真138 初荷積込祝賀風景（江原駅前）（長砂忠蔵提供）

品川白煉瓦三方原料地の開業

大正五年六月、入山の権利獲得戦に勝利を収めた品川白煉瓦株式会社が、まづ着手し

た事業は、庄境村の佐藤文蔵の個人有山林の所有権を買収し、その山から蠟石を採掘することであった。

初出荷にあたっては、産出した蠟石を馬車に積み、音楽隊を雇い入れて六料の道程を江原駅まで賑やかに運搬し、初荷出しと称して駅で餅まきを行い、また地元部落には全戸に対して反物や菓子箱を配り、興行師を雇い入れて演芸を挙行したりして、大々的な宣伝工作をした。

鉾山の山麓には事務所と社宅を三棟ほど建築し、更に京都の伏見稲荷を勧請して山麓の祠堂にこれを祭った。貨物運搬の拠点として江原駅構内には専用ホームを建設した。

当時の品川白煉瓦株式会社三方原料地（三方鉾山）の陣容としては、大勝兵作を長とし、正木条次郎・湯川美、青木藤太郎・高山隆一のスタッフが会社から派遣され、採掘人夫六〇名、運搬人夫三〇〇名（男二〇〇名、女一〇〇名）に及び、鉾山から県道わきの石置場（現在の日高西中学校敷地内）まで約一二〇〇メートルの間を、男は天秤棒で肩にかつき、女はかますに入れて背中に背負って蠟石原料を運搬した。男子労働者の日給は四〇銭であった

も、二輪車からやがて四輪ゴム車へと改善されていった。

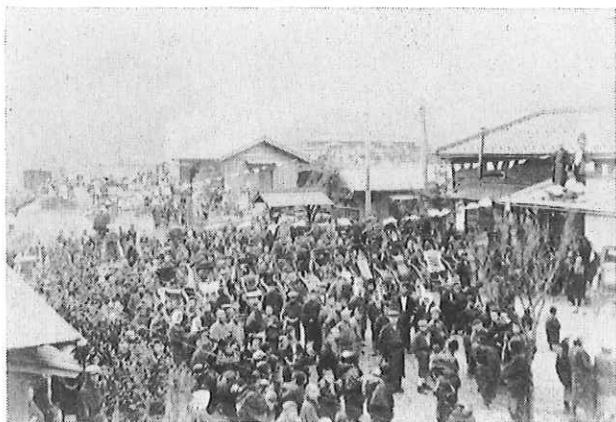


写真139 初荷積込祝賀風景（江原駅前）（長砂忠蔵提供）

という。このような大規模な事業所は、旧気多郡としては最大の規模のものであった。

大正六年（一九一七）になると大勝兵作は本社に引揚げていく。しかし、三方原料地の運営は軌道に乗り、十二月には山上から谷下まで鉄索が架設され、更にそこから県道まで馬車道が新設された。谷間から江原駅まで約七軒の間を、五〇台の荷馬車を使用して蠟石が運搬され、一カ月の出荷輸送量は三七〇〇トンに達した。

蠟石を運ぶ荷馬車は、かしの木製の車に鉄製車輪をはめこんだ二輪車で、馬子は手木を持ち、馬に鞭をくれた。道路は車輪のわだちのあとで荒され、「道の悪いは西の氣道」といわれた。

さききのべた西気鉄道（但馬輕便鉄道）の計画（第十五章第一節）が軌道にのりかけた大正八年（一九一九）頃は、この地帯は一種のブームと活気にあふれていた。蠟石運搬用の荷馬車

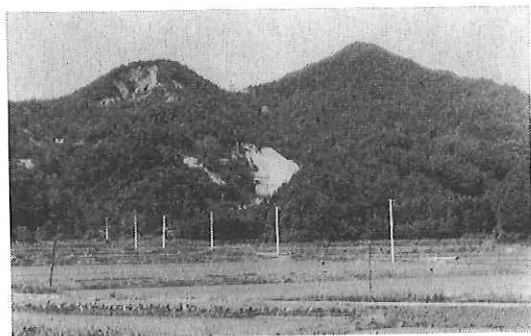


写真140 現在の蠟石山遠望（庄境）

蠟石山経営の変遷

大正十年（一九二一）十一月から、元三方村長国谷卯之助が、採掘、運搬等、事業の一切を引受け、品川白煉瓦株式会社との間で出来高払いの請負契約を結んだ。当時はよほど前途有望にみえたと思われる。会社の四名の職員は引揚げ、空いた会社の事務所に国谷が住み込んだ。事業はしばらく順調であったが、やがて災害事故があいついだ。これが非常な痛手を与え、赤字に追われ苦しむこととなった。以下に昭和期以降の蠟石山経営の変遷もまとめてのべておこう。

昭和三年（一九二八）四月から、請負制は打切られ、再び品川白煉瓦株式会社の直営となった。安積市太郎が三方原料地の直営担任者の辞令を受け、現地で勤務に当たった。

昭和四年（一九二九）には現地に火薬庫（三級）一棟を建設した。これにより毎月二回豊岡へ火薬を買いに出ればよいことになった。それまでは毎日豊岡の火薬店へ火薬を買いに通っていたから、経費節減に役に立った。

昭和六年（一九三一）から昭和十年（一九三五）頃までの蠟石生産量は、月産一〇〇〇トンを超えている。江原から貨車で、岡山工場と湯本工場（福島県）へ運んだ。

日中戦争がはじまり、昭和十三年（一九三八）には軍需省の指定鉱山となったが、昼夜三交代制をとり、採鉱に全力が傾注された。しか

し労働力不足を来したため、その補充に朝鮮人労働者が大量に雇傭されることとなったが、トロッコ運搬夫の不足は甚しく、毎月二〇〇〇トン以上出荷を確保したにもかかわらず、山元には一万八〇〇〇トンの原石の滞貨を生じた。

昭和十七年（一九四二）、県道より鉄索下まで約八〇〇メートルの道を巾四・八メートルのトラック道に改修し、山下から江原駅までをトラック輸送に切替えた。翌年には自家用トラック一台を常備している。

昭和二十年（一九四五）終戦となり、直ちに朝鮮人労働者は解雇となった。

昭和二十一年（一九四六）六月三十日で、品川白煉瓦株式会社と地主との蠟石採掘権の満三〇年の契約更新期限が訪れた。安積市太郎と河西源吉が交渉担当にあたり、十戸から水を取り、一籽の送水管と一・五籽の配水管資材を供給して水道を建設すること、などを代償の条件として再契約がまとまった。契約期間は五年であった。

昭和三十六年（一九六一）、第三回目の契約更新が行われ、引続き事業は継続している。

第二節 農村生活の近代化

生活の改善の指標

日露戦争ごろまでのわが国の一般農民の常食は、大根、大根の葉、甘藷などを混食するかまたは雑炊であって、麦食を常食とするのは中流以上の相当裕福な家庭であり、もちろん砂糖などはほとんど使用されず、住宅は大部分が平屋建の藁ぶきで、そして明かり（燈火）は行燈

であった。

このような農村にも、とくに日露戦争の後ごろから生活の近代化の波がぼつぼつ押し寄せて来て、それまでの雑炊食は、米と麦の混食か米食になり、また乗物も人力車のほかに自転車も普及しはじめ、明治末年になるとその数も急速に上昇してきたとされる。

明治四十五年（一九一三）山陰鉄道開通の祝歌は「都に遠き山陰も、君の恵みのあまねして、文化の光くまもなく、開けし御代のめでたさよ」と歌いよろこんだが、しかし裏兵庫の生活と文化のおくれは表兵庫の比ではなかった。（「兵庫県百年史」）

明治末期から大正時代を通じ、第一次世界大戦をはさんで、世界の資本主義は大発展をとげていった。そして日本の社会経済も大きく工業化、独占資本主義化を進めたが、しかし但馬地方においてはその浸透の波がおしよせるテンポは比較のおそく、ゆっくりしたものであった。

以下にこの時期のわが町の顕著な生活改善の指標をまとめてみよう。

明治四十二年（一九〇九） 山陰線が開通し江原駅が開設された。

明治四十三年（一九一〇） はじめて電話が開通することとなり、江原郵便局が公衆電話事務を開始した。

大正二年（一九一三） 阿瀬川水力発電所が運転を開始し、はじめてわが町に電燈の灯がともった。

大正八年（一九一九） 稲葉川水力電気株式会社も設立され、翌年点灯した。

大正十二年（一九二三） 栃本部落に簡易水道が建設され、給水がはじまった。

大正十三年（一九二四） 日高上水道株式会社が設立され、上水道が敷設された。

表51 日高村・車馬運輸台数の変遷

	人力車	荷 車	牛馬車	自転車	自動車
明治24 (1891)	35	85	22	0	0
明治34 (1901)	63	160	42	7	0
明治44 (1911)	30	151	36	52	0
大正元 (1912)	30	141	36	52	0
昭和2 (1927)	23	180	57	642	11

表52 大正期交通運輸機関消長一覧表

		舟	人力車	荷 車	牛馬車	自転車	自動車
日高村 (町)	大正 元	13	30	141	36	52	0
	昭和 2	19	23	180	57	642	11
	増 減	+ 6	- 7	+ 39	+ 21	+590	+ 11
	増加倍率	1.5倍	0.8倍	1.3倍	1.6倍	12.3倍	0→11
国府村	大正 元	21	30	123	3	34	0
	昭和 2	5	4	214	8	540	0
	増 減	- 16	- 26	+ 91	+ 5	+506	-
	増加倍率	0.2倍	0.1倍	1.7倍	2.7倍	15.9倍	-
三方村	大正 元	0	7	96	2	5	0
	昭和 3	0	3	93	8	394	0
	増 減	-	- 4	- 3	+ 6	+389	-
	増加倍率	-	0.4倍	0.97倍	4倍	78.8倍	-

このような生活改善のあゆみを辿れば、その実現に努力した先人の労苦が、その一つひとつの背後に秘められている。これら鉄道、電話、電燈、水道など、いずれも現代文明に欠くべからざる進歩の指標であり、そのあかしであった。

次にもう一つ、近代生活の進歩の指標として、交通運輸機関の大正期における消長をまとめて一覧表にしてかかげておくことにしよう。舟と、人力車、荷車、牛馬車、自転車、自動車のそれぞれについて、大正元

年の台数が、昭和初年にはいかに増減しているであろうか。これをみると、わが町では、大正期を通じて一番大きな交通機関の進歩は「自転車増加」であったといつてよさそうである。日高村、国府村、三方村の三地域の数字のいずれもが、大正期の自転車の増加は異常に高率な数字を示しており、(日高村で一・二倍、国府村で一・六倍、三方村で七・九倍)、実に大正時代は自転車ブーム時代といつてもよい。これに比較して、まだ自動車は普及しておらず、近代資本主義社会の大動脈としての山陰線が開通したけれども、地域社会の貨物輸送機関は牛馬車と荷車が中心的役割を占めており、山陰線開通の顕著な影響として、円山川沿岸部の国府地区を中心にした舟運の衰退や、人力車の減少が目立つにとどまっている。

以上のような各種の生活指標をあわせて眺めてみると、わが町の大正時代の住民生活は、進歩と停滞の諸相を示しながらも、しかし確実な足どりで着々と、近代化への発展の道を歩んでいたといえよう。

電燈のはじまり、阿瀬川水力発電

神戸に電燈会社が設立されたのは明治二十年である。但馬ではこれに二〇年おくれで、明治四十年代に入って漸く北但電気株式会社が最初の電気供給を行い、明治四十三年から翌年にかけて豊岡、城崎、浜坂の各電燈会社が開業した。

わが町における電力事業の先覚者は、三方村田ノ口出身で、代々庄屋や村長を勤めた太田綱藏である。彼は阿瀬溪谷の源太夫の滝の附近から取水して発電する考えを思いつき、鶴岡の有力者藤本俊郎らと相談の末、明治四十三年(一九一〇)十二月十日、阿瀬川水力電気株式会社設立発起人会を開催にこぎつけた。発起人には次の顔振れがあがっている。



写真141 現在の阿瀬発電所

日高村の内、鶴岡村……藤本俊郎(発起人総代)、藤本
 六右衛門、藤本峯三郎、戸田治助、河本濱二郎
 日高村の内、江原村……田口幹太郎
 日高村の内、日置村……福富庄兵衛
 日高村の内、久田谷村……瀬崎春治郎
 国府村の内、上郷村……古橋孝之輔、赤木八左衛門
 三方村の内、田ノ口村……太田綱藏
 城崎郡田鶴野村の内、一日市村……佐伯五良兵衛
 同郡 三江村の内、祥雲寺村……伊地智猪之助

養父郡宿南村の内、宿南村……池口政太郎
 同郡 八鹿村の内、八鹿村……西村莊兵衛
 美方郡兔塚村の内、大野村……大林修
 神戸市……草鹿甲子太郎
 京都市……小山儀兵衛
 宮津町……今林伸藏 以上一九名
 この阿瀬川水力電気株式会社の事業としては、若林川と阿瀬川をせき止め、取入口として集水し、四〇間(約七五メートル)をトンネルの導水路によって送水し、有効落差は三五〇尺(約一〇〇メートル)、ここに

電燈料金については、大正四年（一九一五）五月二十五日付の改定料金は次表53のとおりであった。
「当会社ノ使用スル電球ハ『タングステン』電球ニシテ電燈料金ハ左ノ通申受候。但、本社ノ都合ニ依リ燭力又ハ区域ヲ限り本条ニ掲グルモノト同一ノ料金ヲ以テ炭素電球ヲ使用スルコト可有之候」

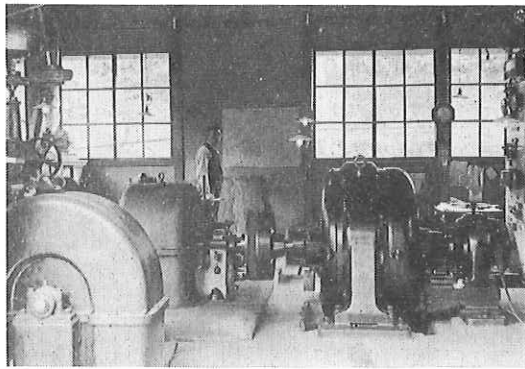


写真142 阿瀬発電所機械室（大谷由松提供）

ドイツ製一五八馬力の水車とイギリス製一二〇キロワット（エシヤウイス）発電機を据付けることとし、資本金一〇万円で発足、城崎郡八条村九日市下町、中井佐太郎が工事請負者となり、大阪の土木電機商の範多商會がイギリス人技師を派遣して施工監督に当たった。大正二年（一九一三）に着工し、年末に完工、十二月三十一日付で營業開始の許認可があり、即日運転を開始した。

大正元年（一九一二）十月十六日付で就任した初代重役は次のとおりである。

社長 森本駿（東京）

常務取締役 藤本俊郎（鶴岡）、木村斉雄（武庫郡住吉村）

取締役 田口幹太郎（江原）、天兒友次郎（八鹿）

監査役 太田正躬（御影町）、藤本峯三郎（鶴岡）

表53 大正十四年改定電燈料金表

種類	燭光	定額燈料 一箇月一個ニ付		不定時燈 一夜一個ニ付	臨時燈 一夜一個ニ付
		屋外燈料	室内燈料		
白熱燈	五燭光	金參拾五錢	金四拾五錢	金貳錢	金四錢
同	十燭光	金四拾八錢	金六拾錢	金貳錢五厘	金五錢
同	十六燭光	金六拾錢	金八拾五錢	金參錢五厘	金七錢
同	二十燭光	金七拾錢	金壹圓	金四錢	金八錢
同	二十五燭光	金八拾錢	金壹圓廿五錢	金五錢	金九錢
同	三十二燭光	金壹圓	金壹圓六拾錢	金六錢	金拾錢
同	五十燭光	金壹圓參拾錢	金貳圓五拾錢	金九錢	金拾五錢
同	百燭光	金貳圓七拾錢	金參圓五拾錢	金拾五錢	金貳拾錢
弧光燈	千二百燭光	常夜燈一箇月一個ニ付金拾圓	同	一箇月一台ノ損料	金六拾錢
同	二千燭光	同	金拾五圓	同	金八拾錢

大正四年（一九一五）六月に印刷された阿瀬川水力電気株式会社のパンフレットの中の電燈案内には、次のような電燈の特色についての説明がのっている。非常に興味深いので原文のまま紹介しておこう。

「一、電燈の光は太陽と同じ性質のもので総ての物の色を正しく見せますのみならず、眼を疲らせませぬから他の燈火に比ぶれば遙に勝れて居ります。

二、電燈は他の燈火の如く油煙や臭気又は炭酸ガス等を発しませぬから、最も清潔にして最も安全なる燈火であります。

三、電燈は終夜点火して居りますから、夜半不意の出来事がありましても更に御不自由なく、他の燈火を終夜御使用になる費用に比ぶれば、廉価にして経済的であります。

四、電燈は夕刻自然に点火するものなれば、面倒なる御手数を要せず、又熱に苦しむとか風に吹き消さるる等の虞もなく誠に実用的であります。

五、電燈は他の燈火の如く火災の起因となる虞もありません。

六、夜中寝るとき電燈の消燈を望まると方は、キーを以て御消燈を願います。又、点火を望まるときは、何時にてもキーを御廻しになれば直に点火いたします。(下略)

このように、電燈が他の燈火に比較していかに清潔で、安全で、経済的であるか、その長所を大々に宣伝し、啓蒙、普及を図っているが、それまでの菜種油のランプや、ロソクの提灯や燭台に頼っていた暗夜の生活に、画期的な大変革をもたらした電氣の時代の黎明が、ここによくわが地方に訪れて来たのであった。

苦勞した西氣、清滝地区の電燈事業

せつかく阿瀬川水力電氣株式会社が設立されたというのに、最も隣接した区域である清滝村、西氣村の両村は送電区域から除外された。その理由は、両村地区は急坂により交通が甚しく阻害され、冬季は毎年積雪が一・五メートルにも及ぶ

豪雪地帯である上、小部落が一四も広範な山間部に点在しているので、これが送電施設を完備するには多額の経費を要し、到底会社の収支採算が償い得ないとされたのである。

この地区の民家は、古来より冬季の積雪に備えて、雪囲いと称して各戸毎に萱、板などで家の周囲を囲う風習があり、その為に昼間でも室内は薄暗く、夜はランプ一つの灯火の下で作業するといった不自由な生活を送っていたが、隣村の三方村以南、日高村ほか他郡の村々までも送電され明るい電燈がともったのを見て、自分たちの村にも何とかして発電所を建設しようという計画が大きく起った。

大正七年（一九一八）十一月九日、西気、清滝両村の議会では、西気村清滝村両村共同で稲葉川電気発電所を設置すべしという議案が同時に可決された。そして直ちにこれが対策につき調査研究に着手し推進に努めたが、その結果、両村の電気事務組合を設けて運営することが理想的方法であるけれども、それには上級官庁の許可等に相当の日時を要し、かつ又、村費予算捻出の問題もあるので、早期実現のためには資金を確保し易い株式会社組織で発電所を設立し、村民の熱望に答えることとなった。

かくして村会議員、各区総代が発起人となり、一般区民の啓蒙に努めると共に、事前の研究見積りにより

発電機及水力工事費 二万五〇〇〇円

発電所建設費 四一五〇円

電気機器具費 三〇八〇円

電線架線費 一万〇〇〇〇円

屋内工事費 六五〇〇円



写真143 俵の滝

雑費

一二七〇円

以上合計

五万〇〇〇〇円

という概算を得、株式は一株三円として資力に応じ出資を求め、各区共僅かの脱落者はあったが、殆んど全村民の了解を得ることができた。

稲葉川水力電気株式会社の創立総会は、大正八年（一九一九）七月十八日午後一時から西気村大円寺で開かれ、多くの村民が出席し、経過報告、定款の採択、役員の出などの諸手続を完了した。初代役員は

代表取締役社長 中島久太郎

取締役 水口與八郎、井上三郎右衛門、前田弥左衛門、前

田孫左衛門、太田周一郎

監査役 岡藤治郎兵衛、向藤原貞市郎

という顔振れであった。

水源は、万場部落の「俵の滝」の落差を利用して水力発電を行うこととし、滝の上流より一五〇間（約二七五メートル）の水路を設けて取水し、発電所工事を実施し、配線を終った家から逐次点灯を開始し、大正九年（一九二〇）十一月には、西気、清滝両村の全戸の点灯を見たのである。はじめて電燈の恩

恵に浴した村民の歓喜と感激は筆紙に尽し難いものがあつた。

かねて申請中であつた「西氣村清瀧村電気事務組合」は、この点灯の直後の大正九年十二月二十三日に認可設立をみる運びとなつたが、組管理者には両村の村長が四年交代でこれに当り、組合事務も交代で所管村役場が処理を担当することとした。組合議員は一二名で、両村から各六人ずつ選出され、「稲葉川水力電気株式会社」を「西氣村清瀧村電気事務組合」に買収すべく協議と研究を重ねたのである。

しかるに、当初あれほど期待が大きかつた電燈であつたのに、実際の事業経営面ではつきつきに悪条件が重なつて来た。例えば、工事契約書作成の段階で当事者達が電気の知識に乏しい未経験者であつたのにつけこまれ、電線は銅線又は鉄線を使用すると定めたため鉄線が多く使用され、やがて銅線とこれを取替えねばならなくなつても文句が言えなかつたし、又発電機にも不備な点があつてもなかなか改善できなかつた。しかも春季の田の灌漑用水を必要とする時期や、夏の渇水期には、水量が不足し発電量が低下したため、電線の線がやつと赤味を帯びる程度にしか明るくならず、住民の失望は大きかつた。一般家庭ではランプを併用したり、ローソクの用意を常時せねばならず、養蚕期や冠婚葬祭も辛うじて切り抜ける状態であり、又、冬季の降雪期には断線による故障が続出したから、需要家の不平不満の声があがるのも当然であつた。

このような状態であつたため、電気会社を事務組合に買収する計画も思うように進まず関係者は非常な苦勞を重ねた。買収手続が完了し、会社が解散したのは、実に組合設立後八カ年を経過した、昭和三年（一九二八）十二月三十一日のことであつた。その間、大正十四年（一九二五）十二月と昭和三年八月の二回に亘り電気事業の売買契約書が作成されながら、いずれも完全に履行されぬまま終っている。最終的な会社の譲

渡価格は六万円で、現金で組合から会社に支払われた。

このようにして、稲葉川水力発電による電燈供給事業は、西氣清滝両村の電気事務組合により名実共に經營されることとなったけれども、電燈供給事業は苦勞が多くて決して満足できる状態ではなかった。電気事務組合が解散し、関西配電株式会社が事業の一切を譲り受けることとなるのは、大平洋戦争も耐たげなわの、昭和十九年（一九四四）三月三十一日のことである。そしてそれを機会に稲葉川水力発電所の設備は撤去され、廃止されてしまったのは残念なことであった。

日高町上水道のはじまり

日高町の住民は日本一おいしい水を毎日飲んでいて、と自慢しても差支えないほどこの町は飲料水に恵まれている。

神鍋火山群の活動は、非常に厚い溶岩の堆積をもたらし、独特の溶岩地形をつくり出した。稲葉川の河水の源は、この溶岩の間を浸透し、相当長距離を流れ、栗栖野や名色附近から伏流水となり、十戸部落の北の岩滓丘の麓から湧出している。この湧出水は、湧出量が極めて多く、年間一・五度位の恒温を保ち、綺麗に濾過されて、夏季は冷たく冬季は温かく、例をみない良水で、この清水を利用し、十戸では古くから山葵わさびの栽培や虹鱒ヒメマスの養殖が行われたが、この清らかな水が上水道源としても利用されることとなったのである。

近代生活に欠くことのできない指標として電気、ガス、水道があげられるが、明治末期にわが町に電気事業が起ったのにつづいて、大正十三年（一九二四）に日高上水道株式会社が設立されて上水道設備がはじまった。但馬地方における水道の設備は、大正十年に城崎町、大正十一年に豊岡町に発足をみている。わが町

〃 〃 監査役
 〃 〃 江尻喜市郎
 〃 〃 小田垣光治
 〃 〃 川上勝茂

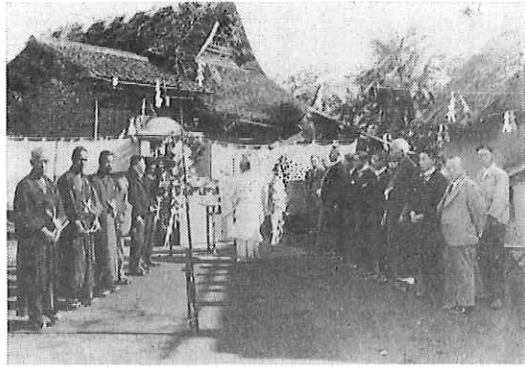


写真144 上水道起工式 (赤松衛提供)



写真145 完成した上水道辺坂中継所 (赤松衛提供)

の水道はこれに続いたが、水
 質、水量は最もすぐれてい
 た。

日高上水道株式会社の初代
 の役員は次のような顔振れで
 あった。

社 長 友田 一郎
 専務取締役 森垣 利助
 取締役 太田剛太郎
 〃 赤松 省
 〃 生田 熊七
 〃 福富伊太郎

住民生活意識と住民組織——戸主会・青年会・婦人会の役割

大正時代はいわゆる大正デモクラシーの時代であって、政治的には藩閥や軍閥の支配に反

対し、民衆を動員し、憲政擁護運動により政党内閣の確立、普通選挙の実現をめざす動きが高まっていった。第一次世界大戦後には労働運動、農民運動、社会主義運動の高揚も大正デモクラシーの一環となつてあらわれた。思想的、文化的に、民本主義とか人格主義とか、さまざまな民主主義的要求や運動が混在していたし、社会不安で世情は騒然としていた時代である。政府は大正十一年（一九二二）に過激社会主義運動取締法案、大正十二年（一九二三）関東大震災直後に緊急勅令の治安維持令公布につづいて、大正十四年（一九二五）に普通選挙法と治安維持法を同時に帝国議会に提出したが、この治安維持法は「国体ヲ変革シ、及ビ私有財産制度ヲ否認セントスル」結社及び運動を禁止し、違反者には懲役一〇年以下の刑を定めて、一切の反体制運動の抑圧をめざしたものであった。

このような時代的背景の中にあつて、農村の住民生活をつらぬく住民組織として、戸主会、婦人会、青年会などの官製の組織が大きな役割を果たしている。以下にその会則に示されたこれらの組織の特徴を眺めてみよう。

すでにのべたように、明治四十二年（一九〇九）に制定された「日高村青年会」の会則によれば、この会は「日高村教育会ニ隷属シ」、「事務所ヲ日高村役場ニ置」き、「教育勅語ノ御趣旨ヲ奉戴シ」、「敬神崇祖ノ觀念ノ涵養」、「剛健質実ノ気風、勤勉力行ノ精神、啓智成徳ノ修養」などに努めることを目的とし、「十七歳以上三十歳未満ノ者」を会員として組織し、「集会ニハ其都度教育会長ノ臨席」が定められていた。これらの

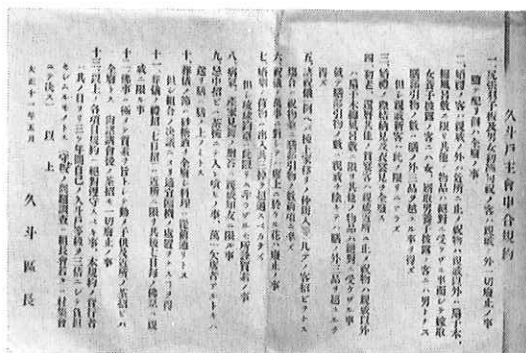


写真146 久斗戸主会申合規約 (安東寿雄文書)

規定内容を見れば、青年会が非常に保守的で国家的な思想教育団体としての役割を果たしていたことが明らかである。

これもすでにふれたが、大正十年（一九二一）に制定された「久斗婦人会々則」によれば、この会は「久斗在住ノ主婦ヲ以テ組織」され、「婦徳ノ涵養ニ努メ、風儀ト生活ノ改善ヲ図リ、子女ノ教養ニ留意シ、智識技能ヲ修練シ、益々家道ノ向上ト家風ノ美ヲナスヲ以テ目的」とし、「戸主会、青年会、処女会ト円満ナル連絡ヲ計リ、目的及事業ノ達成ニ努力スルコト」とされていた。

大正十一年（一九二二）に定められた「城崎郡八代村戸主会々則」によれば、この会は「本村住民ニシテ一家ノ家長ヲ以テ組織」し、「本部ヲ八代村役場ニ、支部ヲ各部落ニ置」き、「本部ニ於テ決議シタル事項及申合規約等ハ、支部ニ於テ服従シ、実行スル義務ヲ有スルモノ」とされた。その目的は「本村自治ノ向上ヲ發達ヲ図リ、郷風ノ改善ノ為メ必要ナル事業ヲ起シ、一般ノ福利ヲ増進シ、健全ナル生活ヲ為サシメ、以テ優良ナル公民トナル」にあるとされ、「八代村戸主会申合規約」を定めた。

この「申合規約」は、非常に具体的かつ詳細に村民の生活につき申合せており、その内容としては、納税の完納、諸会合や夫役の時間励行、早起の習慣、冠婚葬祭の節約簡素化、入退営兵送迎の宴を廃止し饒別と

することなどを内容としている。

以下に八代村の戸主会会則と、戸主会申合規約を紹介しておく。

「城崎郡八代村戸主会会則（抄）」

第一条 本会ハ八代村戸主会ト称シ、本部ヲ八代村役場ニ、支部ヲ各部落ニ置ク

第二条 本会ハ本村住民ニシテ一家ノ家長ヲ以テ組織ス

第三条 本会本部ニ於テ決議シタル事項及申合規約等ハ、支部ニ於テ服従シ、実行スル義務ヲ有スルモノトス

第四条 本会ハ本村自治ノ向上発達ヲ図リ、郷風ノ改善ノ為メ必要ナル事業ヲ起シ、一般ノ福利ヲ増進シ、健全ナル生活ヲ為サシメ、以テ優良ナル公民トナルヲ以テ目的トス

第五条 前条ノ目的ヲ達成スル為メニ大畧左ノ事業ヲ行フ

一、風紀ノ取締、旧慣、陋習ノ改善、時間ノ励行、家庭教育ノ刷新、衛生思想ノ普及、精心（精神）ノ涵養、等ヲ図ル為メ諸種ノ申合ヲ為ス事

二、青年会、婦女会ノ発達ヲ図ル為メ適當ナル後援ヲナス事

三、産業ノ発展ヲ期スル為メニ適切ナル事業ヲ遂行スル事

四、年一回以上総会ヲ開キ、諸種ノ意見ノ交換、等ヲ図ル事

五、随時講師ヲ聘シ、講話会ヲ開ク事

六、時々役員会ヲ開催シ、必要ナル事項ヲ協定スル事

第六條 本會ニ左記ノ役員ヲ置ク

會長一名、副會長一名、幹事二名、評議員二六名（藤井三、奈佐路三、谷三、中三、猪ノ爪三、八代四、河江三、小河江二、大岡二）

第八條 本會役員ノ選任及任期左ノ如シ

一、會長ハ村長ノ職ニ在ル人ヲ推薦ス

二、副會長ハ小学校長ノ職ニ在ル人ヲ推薦ス

三、幹事ハ會長之ヲ囑託ス、但シ任期二ケ年トス

四、評議員ハ各部落ニ於テ選舉ス

但シ、評議員中各一名ハ其部落ノ區長ノ職ニ在ル人ヲ推薦スルモノトシ、任期ハ二ケ年トシ、總テ再選
ヲ妨ゲズ

「 城崎郡八代村戸主會申合規約（抄）

第一條 各種納稅ハ徵稅令書ノ期限内ニ完納ヲ期スル事

第二條 諸會合及夫役等ハ一定ノ時間ニ集合勵行ノ事

第三條 早起ノ習慣ヲ作ルベク相互共勵實行ニ努ムル事

第四條 男女初節句ニ関スル件ヲ左ノ如ク定ム

一、客ハ親戚、近隣以內ニ止メ、其ノ他ハ全部廢止ノ事

（大正十一年三月十九日、施行）

二、雛、幟、涙弓、羽子板、配り餅、等ノ贈受ヲ全廢シ、祝物ハ凡テ料金トシ、将来ノ學資金等ニ充テル
為メ蓄積スル事

三、従来所有ノ雛、幟、等ハ絶対使用セザル事

第五条 婚儀ニ関スル件ヲ左ノ如ク定ム

一、結納見、及、衣裳見ヲ全廢ノ事

二、婚礼ノ客ハ、親戚、近隣以外ハ組合内ニ止ムル事、但シ、部落ニ対シ任意ノ寄附ヲナス事ヲ得

三、膳ノ外ハ、平、菓子椀、以内ニ止ムル事、但シ、新客、親戚ハ此限りニアラズ

四、婚礼ノ荷物ハ出入共三棹ヲ超過スベカラズ、但シ、琉球包、及、釣索ハ此限りニアラズ

第六条 年賀ノ客ハ親戚、近隣以内ニ限り、決シテ他ニ及スベカラズ、但シ、男ノ年賀ニハ男客、女ノ年賀

(女正月、一月十五日)ニハ女客トナス事

第七条 諸祝儀ノ大盃ハ一回ニ止ムル事

第八条 部落青年会入会ニ際シ、飲食物ヲ振舞フ事ヲ全廢スル事、但シ、入会記念トシテ部落青年会基本財

産トシテ任意寄附ヲナスコトヲ得

第九条 入退營兵ニ対シ送迎ノ宴ヲ廢シ、入營兵ニ応分ノ餞別ヲ贈ル事、但シ、親戚ハ此限りニアラズ、退

營兵ノ帰郷ニ当リ土産物ノ分配ヲ禁ズル事

第十条 葬儀仏事ニ関スル件ヲ左ノ如ク定ム

一、葬儀仏事ハ質素ヲ旨トシ、最モ静肅ニ、乱酔、喧騒行為アル可カラズ

二、穴堀ハ六人以内トシ、酒ハ一人当三合以内ニ定ムル事

三、葬式ノ礼呼れいよハ全部廃止ノ事

四、菓子、団子、等ノ供物ハ墓所ニ供へ、決シテ小兒ニ与へザル事

五、忌明、仏事ノ客ハ、親戚及其縁故者ニ止ムル事

第十一条 普請、産屋、忌中、病氣見舞、及、嫁、婿ノ里帰り等、配り餅ノ贈答ヲ全廃ス、但シ、料金、物

品ニ代フル事ヲ得

第十二条 男女兒ノ宮参リノ初着ノ贈答ヲ廃シ、料金ニ代へ、初兒ノミニ止ムル事

第十三条 前申合規約ニ違反シタルモノアル時ハ、会長ハ其ノ都度評議員会ヲ開キ、協議ノ上相当ノ処分ヲ

スルモノトス

(大正十一年三月二十五日施行)

大正時代においても、村落内部の住民生活は、村法によって規制されていた。猪子垣村の婦人が庄境村に住居を移転してくるに際し、「寄留に付、村交際依頼」という誓約書を身元保証人と連署して庄境村の惣代宛に差出しているが、それによれば「本村内に住居するについては、村規、村風を堅く遵守する」旨が約束されている。

「寄留に付村交際依頼(大正五年本人、受人から惣代へ提出したもの)

私儀今般本村内に住居致し度く、就いては村規、村風堅く遵守仕る可く、若し万一本人不埒に及び候節は、受人は本人江訓戒指導して従順に交際致さしむべく、其の後鑑のため、受人連署依頼に及び候也」

第十七章 災害医療対策の改善強化

第一節 治水対策と北但大震災

円山川の水害の頻発

明治三十二年（一八九九）九月八日の円山川大洪水は、午前一時頃より暴風雨が頻りとなり、各河川の出水甚だしく、九日午後一時頃、円山川は増水一丈八尺に達し、十日午前十時に及び漸く平水に復した。国府村においては橋梁流失・堤防及び道路の損壊其他総被害金額六七三八円に達し、浸水家屋二〇〇戸、其他建物八〇棟、羅災救助を受けた者一九〇人であった。

同年八月五日も午後一時より大雨となり、東南風が強暴となり、翌六日午前十時円山川は増水一丈五尺に達し、七日午前八時頃漸く平水に復した。この時も国府村においては、道路の破損、橋梁墜落損壊など、総損害額一四八〇円、半壊家屋二戸、浸水家屋八〇戸に達した。

明治三十七年（一九〇四）九月の大洪水は、十六日午前八時頃より暴風雨となり、十七日午前七時頃には、円山川増水一丈七尺に及び、翌十八日正午頃平水に復した。この時も国府村においては、堤防損壊二カ



写真147 明治42年 鶴岡橋開通式 (河本重成提供)

所、里道の毀損三〇カ所に及び、上郷橋梁は六〇間流失した。損害額四三〇〇円であった。

明治三十八年(一九〇五)六月には、十四日、二十日の二回洪水があった。増水一丈三尺に達し、国府村においては、浸水家屋一六九戸、道路橋梁建物其他被害額一八〇〇円、女子一名溺死した。

明治四十年(一九〇七)八月の大洪水は、二十四日午前八時より暴風雨となり、二十五日午前二時頃増水一丈八尺余。午前八時頃より減水し始め二十六日十時頃平水に復した。国府村においては、上郷橋梁六〇間流失、堀村の高き九尺の堤防四四間損壊、其他道路の損壊等被害額四三六二円。浸水家屋一〇九戸、男子一名死亡、罹災救助を受けた者一三七七人に達した。

大正元年(一九一二)九月の洪水は、二十一日午前一時頃より降雨がはげしくなり、増水一丈九尺に達し、二十三日午後に至り平水となった。損害額二一〇〇円。浸水家屋九五戸、全壊家屋三二戸、半壊家屋二戸、其他建築家屋三二棟損壊した。(国府村)

大正四年(一九一五)十月の洪水は、八日午前八時より降雨、増水一丈四尺余。損害見積額一四〇〇円、床上浸水三〇戸、罹災救助を受けた者一八一名であった。(国府村)

表54 大正7年災害調査表

町村名	浸水家屋		道路破損		橋梁破損		堤防破損		田畑冠水	田畑流失	
	床上	床下	カ所	延長	カ所	延長	カ所	延長			
日高 国府 八代 三方 清滝 西気	128	18	3	15間	3	14間			20町	反	
		68	2	6	1	10			250		
		6	1	30	2	28	2	8	3		2
		6			3	25			1		
		5			5	40	15	300	2		5
計	128	103	6	51	14	117	17	308	276	7	

大正五年（一九一六）六月の洪水は、二十六日正午頃より降雨、増水一丈余に及び、国府村では浸水家屋一一戸、上郷村板橋流失損害約二〇〇円。同年九月二十四日、円山川増水一丈五尺、国府村においては、浸水家屋二五戸、田畑冠水一五〇町歩、被害総額八五〇円であった。

大正七年（一九一八）九月の大洪水は、十三日夜半より十四日午後にかけて豪雨となり、午後十時頃最も激しく、増水一丈八尺に達した。その被害は表54のとおりである。

大正十二年（一九二三）九月の洪水は、十三日より降雨、十四日に及んで益々激しく、十五日に至っても終日豪雨であった。増水は最高二丈九尺に及んだ。国府村の被害は最も激甚で、警察署及び消防組が警戒に当った。国府村の被害は床上浸水四八七戸、床下浸水一四四戸、道路破損一〇カ所七一間、橋梁流失四カ所六〇間、堤防決壊一カ所二〇間、田畑浸水四五〇町歩に及んだ。警察署管内では床下浸水七〇三戸、田畑冠水五一三町歩、流失五反であった。

昭和六年（一九三一）十月の洪水は、十二日より降雨となり十三日より豪雨となり、増水二丈に達した。日高町・国府村の家屋浸水の被

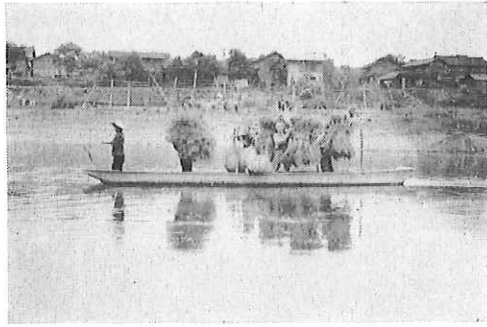


写真148 日置の渡船風景 (田中隆一提供)

害は甚大であった。警察署・消防組の救護警戒により人畜の被害は無かったが、床上浸水七五戸、床下浸水一五四戸、田畑冠水四〇二町歩に及んだ。以上述べたように円山川洪水による頻発する災害を防ぐために、治水工事の推進が急務とされていた。しかも自然の猛威の前に、これと立向う人間の資本、技術、組織の力は劣っており、なかなか効果を収めることが困難な時代が続いていた。

円山川第一期改修工事の推進

大正六年(一九一七)十一月二十五日、円山川治水の推進団体として「治水期

成同盟会」が設立された。これは明治四十三年水害のあと、政府で臨時治水調査会を設けて実地調査し、被

害の大なる第一期河川と、第二期河川とに区別したが、円山川は第二期河川に編入されたので、第一期河川に編入するよう、政府及び貴衆両院へ請願するためであった。同盟会は、「一、円山川治水の大成を期す。二、津居山港の改修大成を期す」という目標と、九カ条の規約を決議した。そして、円山川治水に関して、内務大臣と貴衆両院に請願書を提出し、兵庫県知事にも陳情書を提出してその期成につとめた。

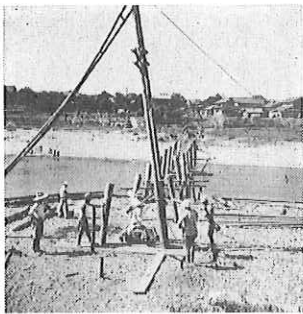


写真149 日置橋架橋工事風景



写真150 国府地区洪水風景（国府村誌より）

このようにして治水の推進につとめたが、円山川治水としての本格的な工事は実施されず、小規模分散的な小工事で、費用も余りにも少額であった。そこでまず円山川治水のような大事業は、国家事業として基本的調査設計に基づいて実施されるべきだとして、大正七、八年には、基礎調査が実施された。大正九年には総事業費五〇〇万円で国と県とが半々に負担する直轄改修工事が決定された。大正十二年には、工費は国が三分の二、県が三分の一の負担でなされることとなった。

大正九年（一九二〇）より昭和十一年（一九三六）までの第一期円山川直轄改修工事の総括内容は、築堤総延長四四・三キロ、使用土砂量四〇二万七三三一・四立方メートル、工費は七〇万四〇六二円。掘削土量四〇三万九四九六・六トン、工費一二六万五六三三円余。しゅんせつ土量四万八五二八トン、工費二万一九四〇円余。護岸水利工事延長三〇キロ、工費四九万一四二七円余。特殊工事七カ所、工費二六万二三八八円余。用地買収を除く総工事費合計二七四万五四五一円であった。

この工事によって完成した日高町関係の主な築堤はつぎのとおりである。

(1) 昭和九年八月より同十一年まで。

松岡より土居に至る円山川左岸工事。延長六二三・七メートル、土

量九九四二立方メートル、工費六六二二円二三銭五厘。

(2) 昭和七年九月より昭和十一年まで。

西芝・野々庄・堀・府市場・土居の円山川左岸工事。延長三三〇五・一メートル、土量二万二四三二立方メートル、工費六万〇六八四円九〇銭。一部で芝の活着が悪く、昭和十二年末から翌年初めにかけて三三〇平方メートルの植え替え工事を実施した。

(3) 昭和九年二月より同十年七月まで。

西芝樋門が完成した。長さ二一メートル、工費一万〇〇五〇円。

このように一七年間かけて、円山川第一期改修事業は完成し、昭和十一年十月一日、豊岡樋門横で竣工式典が挙行された。目的を達した内務省円山川改修事務所は、昭和十二年に廃止となり、同十三年より三十一年までは、兵庫県が円山川改修事業及び河川管理を実施したが、この期間は戦時中及び戦後の混乱時代であって、顕著な治水工事は実施されなかった。

八代川治水改善への努力

八代川下流の護岸堤防は、往古より不完全なもので、洪水による氾濫にまかせられており、災害があればその護岸復旧をする程度で、大築堤工事をする事は力の及ばないことであった。したがって八代川を県費支弁河川に編入して本格的工事を実施することが村民の熱望であった。記録によれば、大正十三年（一九二四）、国府村・八代村はつぎのような県費支弁河川編入申請書を兵庫県知事宛に提出した。

「 県費支弁河川編入の儀願

円山川支流八代川

区域 城崎郡八代村より円山川合流迄、此延長約二里

右八代川は、其の源を大岡山に発し、八代村に降下する雨量は、殆んど本川に注流するものにして、而も其の下流は、国府村上佐野に於て円山川に合せるが為、洪水の際に於ては、其の逆流に依りて、田畑宅地の別無く一帯の泥海と化するの狀態にして、年々其被害頗る甚大なり。之れ即ち国府村所属の分に対しては、未だ堤塘を以てする治水の設備なく、古來其の被害を遠くする儘に委しつたりし所以なり。然れども近く実施せられる可き円山川治水工事了の曉に於ては、本流の逆阻は之を防止し得、被害も減少し得るは必然なるも、尚ほ洪水に際しては、八代川の湛水は之を防止する方法無く、治水事業の効果をして真に完全ならしむるは、八代川の改修をなすの外之無きも、而も両村の微弱なる資力にては、到底企画し得ざる大事業に有之候へば、県費を以て相当御措置仰度候間、特別の御詮議を以て県費支弁の河川に編入の義御許可相成度、此段連署を以て惴願仕候也。

大正拾参年参月廿六日

城崎郡国府村長 小山利雄

城崎郡八代村長 中村鏐造

兵庫県知事 平塚広義殿

〔国府村誌〕

しかしながら、県費支弁河川に編入の件は容易に実現せず、これに引続いて昭和七年になるまで請願が続けられた。

昭和八年（一九三三）になって、内務省が実施した円山川改修工事に伴い、八代川下流の橋梁並に堤防築造の必要が生じ、附帯工事としてようやく昭和九年に実施されることになった。この工事は地方振興土木事業として、県費補助により実施され、村の負担費用も多額であった。工事の概要は堤防延長、左岸七九一・一メートル、右岸六五〇・三メートル、天幅〇・九メートル、堀鑿延長七五・一メートル、川幅一八メートル、底幅九メートル、悪水樋管二カ所、橋梁四カ所で、総工費二万六一〇七円であった。

この八代川末流附帯工事実施に関しては、種々の問題があり、度々協議して上佐野と国府村との間に協定がなされた。その覚書はつぎのとおりである。

「 覚 書

昭和八年度に於て県費の補助を受け、八代川の付帯工事を施工せんとし、地元上佐野村と国府村に左の事項を協定す。

一 現在の耕作道五線の中、二線は幅員三米の車道とし、新八代川に架する橋梁五箇の内二箇は幅員一二尺と六尺の鉄筋コンクリート橋とし、他は現設計に基き架橋すること。

一 前項橋梁の維持費として、金壹千五百円を上佐野に交付す。

一 新八代川右岸堤防は、成功検査後上佐野新土堤の高さとし、円山川新堤防に接続すること。

一 上佐野字二重山を終点とし、納屋県道に接続する現町村道を幅員四米に拡張し、上佐野字内代を經由す

ること。

一本工事は昭和九年度に於て県の補助を受け施工し、地藏様と鉄道との間の里道を地上げすること。

一昭和九年度県費の補助を受け、上佐野に簡易水道を敷設すること。

一廃川敷地は国府村に払下げを申請し、許可を得たる場合は、其の儘上佐野に交付す。

右要件を容認せられたる場合は、八代川付帯に要する経費の負担は、上佐野に於て国府村の最低率を以て受くること。

昭和九年一月十七日

関係両者及立会人 署名印

北但大震災と日高町

大正十四年（一九二五）五月二十三日午前十一時九分五十七秒、震源地を円山川河口附近約六〇軒の深さとするマグニチュード六・五〜七・〇の烈震が但馬丹後の日高海岸地域を襲った。被害の最も甚だしかったのは震源に近い津居山湾口を中心にして半径一二軒の範囲内であったが、日高地区では震源地に近い北部の国府村などに被害が発生した。

国府村では住宅全潰五戸、半潰二三戸と記録にある。府中小学校の講堂の天井が落下した。府市場の善応寺の庫裡や本堂が傾き、金毘羅堂が倒潰し、墓石十数基が倒れたという。土居の式内社御井神社の角燈籠も上部が落下したといわれている。

八代村では猪爪の思往神社の石造品が倒壊し、河江の飲料用の山清水が白濁して使用できない状態になっ

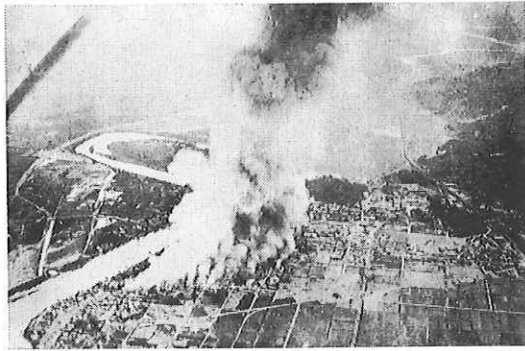


写真151 燃える豊岡（北但震災誌より）

焼失家屋二一八〇戸に上ったが、わが町域における被害が僅少ですんだのは不幸中の幸であった。わが町がこのように地震に対して強いということは天の恵みというべきで、実に有難いことといわねばならないが、今後の対策につき十分参考に資するを要する。

たという。

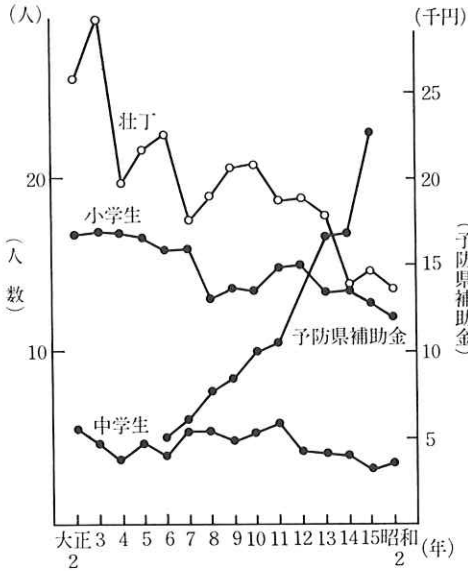
江原附近の酒造家では震動のため酒樽から酒が溢れ、何石か流失したともいわれる。しかし、大体において、被害はほとんど出ていない。

出石町も、江原附近も、震源地から約四〇軒の地点に位置しているが、出石町は大きな被害を受けているのに江原附近は殆んど被害らしいものがなかった。この理由は何によるのであろうか。結論的にいえば、江原附近は神鍋溶岩流の岩盤上に開けた集落であるので地震に強い地盤であるためだといえる。

豊岡、城崎、出石は軟弱な沖積層上の集落であるが、そのために大きな被害を出したのであった。

北但大震災の被害の総計は、死者四二八名、家屋全壊一二九五戸、

図5 トラホーム患者数及び県の予防補助金
(兵庫県統計書より)



結核とトラホーム

ようになつた。大正八年（一九一九）に結核予防法及びトラホーム予防法が公布され、各町村では県費補助を増大して、予防検診治療につとめた。大正八年における旧日高町の徴兵検査成績によれば、

受検査者一五四名中、トラホーム患者九名を数え、罹病者率は六%弱に減少しているが、兵庫県における大正期のトラホーム患者数の変遷は、大正元年と大正十五年の比較をみると、壮丁で二分の一に減少し、小学生は三分の一に減少し、予防治療の効果をあげていることが知られる。(図5)

結核については確実な統計をみないが、大正四年、日高村会議録事務報告書によれば、「こ

第二節 伝染病の流行と医療対策

明治後期の衛生事情の項に述べたように、結核とトラホームは古くから不治の病といわれ、罹病者も多かったが、ようやく大正期に入って積極的に予防治療に努力される

表55 大正年間における伝染病患者発生数

年	日高村	国府村	備考
大正 1	1		
2			
3			
4		?	国府村不明
5			
6			
7	?		日高村不明
8	??	15	〃
9	??	13	〃
10	?	1	〃
11	2	1	
12	29	8	
13	9	8	
14	1	2	
15	2		

(注) 患者数のほとんどは腸チフスである

の年の死亡者九一人中には、呼吸器病による死亡多きは最も注意を要す」と記載されていることは、結核による死亡者の多いことを示しているものである。

インフルエンザ

インフルエンザ（流行性感冒）は、大正七年（一九一八）五月、スペインに発生し全世界へ広がった。インフルエンザは伝染性が強く、同年十月、日本へも侵入し、急速に全国に蔓延した。神戸市では、十月末には一日約八〇〇〇人の新患者が出た。十一月には小・中学校にも蔓延し休校するに至った。死者も一日に百数十人に達したという（『兵庫県百年史』）。

日高町域では十一月に蔓延した。八代小学校では、沿革誌によれば、大正七年十一月六日の記事に、「悪

性流行性感冒流行ノタメ、本日ヨリ十二月一日マデ臨時休業トス。児童ノ本病ニカカラザル者ハ十二名ナリ。」と記しており、その蔓延の激しかったことが知られる。

このスペイン風邪は、全国人口の三分の一を侵し、兵庫県下では約七万人の患者と九六〇〇人近い死者を出したという。

腸チフスその他の伝染病

明治後期における伝染病については、前述の如く各地に流行し、明治三十九年（一九〇六）、日高村では一〇一名の赤痢患者の多発をみたが、大正期に入るとずっと患者発生数が減じてくる。表55のように日高村・国府村の場合をみても、明治頃よりは患者が減っているが、それでも相当多くの患者を出している。特に大正十二年（一九二三）には日高村・国府村合計三七名の腸チフス患者を出している。このように大正期の伝染病の多くは腸チフスによるものであった。この腸チフスは、細菌学の発達によって、予防注射が実施されるようになり、大正末頃から次第に減少していった。

寄生虫

寄生虫（主として蛔虫）の予防については、「海人草百五十斤を小学校生徒へ服用させた」と大正十三年日高村事務報告書に記している。この頃には各小学校では、寄生虫の予防に努めていたことがわかる。清滝村名色・太田・栃本三区の大正五年における寄生虫検査成績は、総人口一八〇〇人に対し蛔虫寄生者は七七四人で四三%を示し、十二指腸虫寄生者は四六人で二・六%にのぼっていた。このように寄生虫寄生率は非常に高率となっているが、これが予防はたいへん重要な課題であった。

郡立病院反対運動

大正七年（一九一八）九月、城崎郡臨時郡会において、「郡立病院を設置し、翌八年建築を実施する」ことを決議したが、各町村においては、この郡立病院設置に反対する動きを見せた。日高町地域の六カ町村は強い反対決議をなし、大正八年二月、陳情文を城崎郡長へ提出し

た。その反対理由の概要はおよそ次の通りであった。

「郡立病院は、城崎郡民多数の救療に任ずるものであるが、全く設立地附近の僅少の部落が利益を得るのみである。総じて団体経済は物価の騰貴と世運の進歩につれて、大正八年度予算は非常の巨額に達し、下級団体は重荷に堪えない時に当り、不慮の災害は、本郡の大半を襲いて未曾有の惨害を逞うし、多数の雇民は深憂に沈んでゐる折柄、このような不急の事業をなし、一部を利するが如きは、特に廃止することを望むものである。若し不幸にして、本年の通常郡会に於て、建築工事費五万円余に及び、之に附帯する経費二八〇〇円を経常費に組入れて、各町村に分賦する案が、一月二十七日に可決されたというが、実に啞然というばかりではない。

郡会の形勢は可否同数で、議長の決するところにより、漸く通過したるに過ぎない。賛成議員の選挙区に於ても、村民挙つて之が廃止を熱望する者が多数あり、其暴挙に憤慨するものである。

設置論者は、現在の公立病院の無償提供を強要しようとするもので、決して郡が単独に建設するものではない。仮りに建設するとしても、十数年の郡債を以て郡民を困らせるものである。なお、風水害の惨状は目も当てられない有様で、これが復旧に日夜苦慮しており、郡立病院の建設どころではない。ここに本村会の決議を経て意見を開陳する。」

以上のように日高町域、六カ町村は郡立病院建設反対建議を郡長に提出しているが、城崎郡内の日高町域以外の他の五カ町村も同じ内容の建議をしたので、郡立病院は遂に実現するに至らなかつた。



写真152 日高避病院増築竣工式（赤木誠一提供）

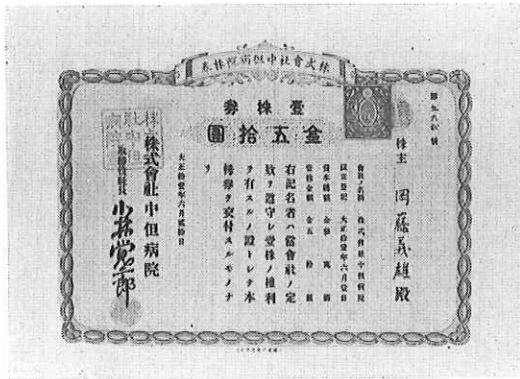


写真153 株式会社中但病院株券（岡藤政子蔵）

日高村隔離病舎の新築

伝染病治療のため、各村に隔離病舎が建てられていたが、日高村では大正九年に八病舎の増築が行われた。これは陽チフス患者の続発によるものであった。そして大正十年には、隔離病舎の移転が計画された。その位置については、最初は日置字久語田に予定されていたが、日高村の一方に偏するので、中央の適地を選ぶため議決を延期し、六月になって岩中字郷境（現在の日高病院のところ）に移転地を定め、田三反七畝八歩の買収を決定し、さらに九月に隔離病舎移転建築費（大

正十年度三万三一五八円、大正十一年度二万円）を可決した。

その後、十二月八日、一〇名の議員より、村の公益に関する意見書提出のため村会の招集請求があり、大正十一年（一九二二）一月六日、村会が開会された。隔離病舎建築設計に普通病院の計画を加味しながらその説明

が無かったことは不誠意であったと、村長の不信任案を提出したため、藤本俊郎村長以下役場吏員の総辞職となり、執行機関と議決機関の意見が対立し紛糾をきたした。そのため、同年一月二十三日より二月十八日まで、城崎郡役所より村長職務掌管者谷岡愛之助の派遣をうけた。紛糾解決の後、隔離病舎移転新築は同年実現したのであった。

また同年には、日置字久語田に中但病院ができた。

以上のように衛生施設も充実し、衛生事情も改良を加えていった。